

日本土壌微生物学会会則

1) 名称

本学会は「日本土壌微生物学会 (Japanese Society of Soil Microbiology)」と称する。

2) 目的及び構成

本学会は、土壌の微生物に関する試験研究の発達と研究者相互の協力・親睦をはかり、農業生産並びに環境保全へ寄与することを目的とする。本学会は土壌の微生物の理論及び応用に関心を有する者で構成される。

3) 会員

本学会は以下の会員より成る。

- | | |
|------|---|
| 正会員 | 本学会の趣旨に賛同して入会した者とする。 |
| 購読会員 | 会誌の購読を目的とする機関等とする。 |
| 賛助会員 | 本学会の趣旨に賛同し賛助会員費 1 口以上を納入する団体及び個人とする。 |
| 名誉会員 | 本学会の発展に多大の貢献をした者で、会長の推薦を経て総会の承認を得た者とする。 |

会員は本学会の主催する行事に参加し、本学会の刊行する印刷物の配布を受け、本学会の刊行する会誌へ投稿することができる。

4) 役員

1. 会の運営のために次の役員をおく。
会長 1 名、副会長 1 名、評議員 20 名、事務局若干名、編集委員会 (委員長及び委員若干名)、
会計監査 2 名
2. 会長は本学会を代表し、会務を総括する。副会長は会長を補佐する。会長及び副会長は地域選出評議員により選出される。
3. 評議員会は会長の諮問に応じるとともに、会の発展のために提言を行う。評議員会は正会員より選挙により選ばれた 12 名の地域選出評議員と、出身母体、分野、年齢などを考慮して会長が指名した会長指名評議員 8 名より構成される。評議員会の互選により選出された代表評議員は評議員会の総括、意見集約を行う。
4. 事務局は本学会の実務執行機関とし、総務、会計、企画を担当する。
5. 編集委員会は会誌に投稿された論文の掲載、その他会誌に関する事項について審議する。
6. 会計監査は本学会の会計を監査する。
7. 会長は必要に応じて各種委員会を設置または廃止することができる。各委員会では、会長の指名により委員長と委員をおき、会長の諮問に応じる。
8. 会長経験者は、会長の要請に応じ、会務の運営に協力する。
9. 役員及び委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

5) 総会

総会は最高決議機関とし、年 1 回開催される。

6) 事業

1. 講演会及び研究発表会
2. 会誌の発行

3. 見学
4. その他

7) 会費

正会員は年 5,000 円, 購読会員は年 6,000 円, 賛助会員は年 1 口 10,000 円以上を納入する。ただし, 名誉会員は会費の納入を免除する。また会長経験者は会費の納入を免除することが出来る。会費を 1 年以上滞納した会員に対しては, 会誌の配布と大会及び会誌での発表を停止し, 3 年以上滞納した会員は会員の資格を失う。

8) 付則

1. 本学会の会計年度は 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日迄とする。
2. 会則は総会において変更することができる。
3. 昭和 59 年 5 月 10 日より施行する。
4. 昭和 61 年 5 月 17 日付則第 2 項により一部改正し, 同日から施行する。
5. 平成 5 年 5 月 14 日付則第 2 項により一部改正し, 同日から施行する。
6. 平成 10 年 5 月 28 日付則第 2 項により一部改正し, 同日から施行する。
7. 平成 14 年 6 月 6 日付則第 2 項により一部改正し, 同日から施行する。
8. 平成 16 年 6 月 3 日付則第 2 項により一部改正し, 同日から施行する。
9. 平成 20 年 6 月 14 日付則第 2 項により一部改正し, 同日から施行する。
10. 平成 22 年 5 月 22 日付則第 2 項により一部改正し, 同日から施行する。
11. 平成 26 年 10 月 23 日付則第 2 項により一部改正し, 同日から施行する。
12. 平成 27 年 5 月 23 日付則第 2 項により一部改正し, 同日から施行する。